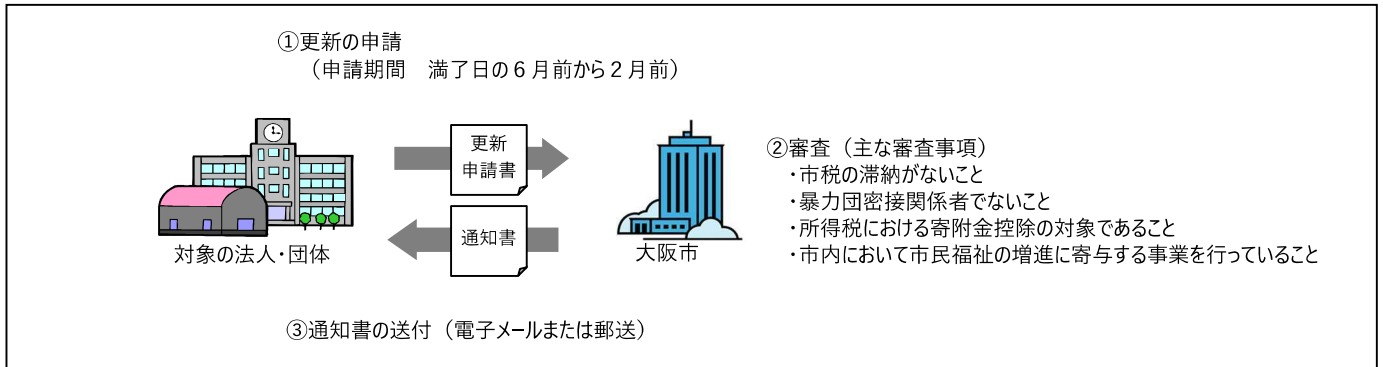


条例指定寄附金の指定の有効期間の更新手続きについて

大阪市 財政局

条例指定寄附金の指定の有効期間の満了日以後も引き続き指定を受けるためには、指定の有効期間の更新の手続きが必要となります。指定の有効期間の更新を希望される法人・団体等におかれましては、このチラシをご一読いただき、お手続きください。

●更新手続きの概要



■更新の受付期間・提出窓口

指定の有効期間は、本市ホームページでご確認いただけますので、申請期間内に、下記の必要書類を電子メールまたは郵送により提出してください。

[大阪市 条例指定寄附金 検索](#)

申請期間 指定の有効期間の満了の日の6月前から2月前までの間

(例：有効期間の満了日が12月31日の場合は、6月30日から10月31日までの間)

※申請期限日が土・日・祝休日等の閉庁日の場合は、その翌開庁日が申請の期限となります。

提出窓口 大阪市財政局税務部課税課個人課税グループ

住所 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 (大阪市役所6階)

電話 06-6208-7753

(注) 申請期限日 (有効期間の満了の日の2月前) を過ぎても更新の申請がない場合は、指定の有効期間が更新されませんので、申請期限にご注意ください。

■必要書類

- ① 「寄附金税額控除に係る指定の有効期間の更新申請書」(※1)
- ② 所得税における寄附金控除の対象であることを証する書類(※2)
- ③ 定款または寄附行為
- ④ 登記事項証明書(3か月以内に発行された最新内容の履歴事項全部証明書原本又は写し)(※3)
- ⑤ 大阪市内に事務所または事業所を有することを証する書類(※4)
- ⑥ 「寄附金税額控除の指定等に関する調査の同意及び宣誓について」(※1、5)
- ⑦ 事業報告書や活動報告書等、事業を行っていることが確認できる書類、大阪市内において市民の福祉の増進に寄与する事業を行っていることを証する書類

※1 本市ホームページで様式をダウンロードできます。

※2 公益社団法人、公益財団法人、国立大学法人、公立大学法人、社会福祉法人は、登記事項証明書により確認できるため不要です。

※3 本市で登記事項証明書の内容を確認できる場合は不要です。

※4 登記事項証明書で確認できる場合は不要です。

※5 添付の役員名簿には、定款又は寄附行為に記載されている役員、法人又は団体の運営に参加していると認められる全ての方について記載してください。

■更新後の有効期間

- 独立行政法人、地方独立行政法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、学校法人等の場合の有効期間
前回の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して、5年を経過する日の属する年の12月31日まで
- 認定NPO法人等、所得税の寄附金控除の対象となる期間が定められている法人の場合の有効期間
前回の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して、所得税において寄附金控除の対象となる期間が満了する日まで

■更新が認められない場合

指定の有効期間の更新にあたっては、市税の滞納がないことや暴力団密接関係者でないことなどの審査を行います。このため、指定の要件を満たしていない場合は、指定の有効期間の更新が認められませんので、あらかじめご留意ください。

■よくあるご質問

●主務官庁での証明の交付がされていない

- Q 主務官庁で「所得税の寄附金控除の対象であることを証する書類」の交付に時間を要するため、期間内に更新の手続きを行うことができませんが、どうしたらよいのでしょうか？
- A 申請書の写しなど、主務官庁（文部科学省や都道府県・市区町村など）へ交付の申請を行っている旨がわかる書類をご提出いただくことにより、暫定的に「所得税の寄附金控除の対象であることを証する書類」の書類の添付を省略することができます。後日、「所得税の寄附金控除の対象であることを証する書類」の書類が交付された場合は速やかに提出してください。また、交付がされないことが決定された場合は、速やかに申出をしてください。

●有効期間の更新を希望しない場合は

- Q 有効期間の更新を希望しない場合は、どのような手続きを行えば良いのでしょうか？
- A 指定の有効期間の更新を希望されない法人・団体等におかれましては、有効期間が過ぎましたら自動的に指定が終了しますので、手続きは必要ありません。

なお、指定を受けられなくなった場合は、寄附をされた方が、指定期間以降の寄附金については寄附金税額控除の適用を受けることが出来なくなりますので、寄附金の方へ十分にご説明いただきますようお願いいたします。

■お問い合わせ先

大阪市財政局税務部課税課個人課税グループ

住所 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所6階）

電話 06-6208-7753

条例指定寄附金の詳細については、本市ホームページにも掲載しております。[大阪市 条例指定寄附金](#) [検索](#)

